

実務研究

日本税務会計学会
平成19年6月 月次研究会



赤坂 光則〔日本橋〕

後継ぎ遺贈型信託と 事業承継活用の問題点

I 「後継ぎ遺贈」とは

「私(甲)が保有するX株式会社株式について、甲が死亡したら長男のAに遺贈する。その後Aが死亡した場合には三男Bに遺贈し、Bが死亡した場合には……」

このように第一受益者(A)の受ける財産上の利益が、ある条件の成就等したときから、第二受益者(B)に移転するような遺贈を「後継ぎ遺贈」と言っている。この後継ぎ遺贈については、民法上無効であるとすると説が有力と言われているが、一方で昭和58年の最高裁判決では一定の条件で有効とするなど、その取り扱いが分かれていた。欧米ではこの種の遺贈は既に日常的に行われており、わが国でもこの後継ぎ遺贈に対する需要は決して少なくなく、法制度の整備が叫ばれていたところである。後継ぎ遺贈の活用としては、次のようなケースがある。

- ① 妻との間に子のない夫は、妻に財産を遺した

後、妻の死亡後は妻の相続人にその財産を相続させるよりも、自分の兄弟に相続させたいケース

- ② 後妻との間に子のない夫は、後妻に財産を遺した後、後妻の死亡後は後妻の親や兄弟、または後妻が再婚した場合のその夫に相続させるよりも、自分と先妻との間に子に相続させたいケース
- ③ 居住用不動産が主たる財産である夫は、妻が生存中は、子との遺産分割のための不動産売却を回避して、その不動産を妻の居住用として確保してやりたいが、妻の再婚の可能性等を考慮し、妻の死亡後はその不動産を確実に子に相続させたいと望むケース
- ④ 株式会社を経営する父親は、長男に事業を承継させたいが、長男の死亡後は、経営手腕から判断して、長男の子(孫)よりもむしろ次男に事業を承継させたいと願い、その会社の過半数の株式を

II 「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」とは

長男から次男へと承継させたいケース
こうした問題の解決として、昨年12月15日公布された今年9月に施行予定の改正信託法(新信託法という)

によってこの後継ぎ遺贈が実質的に可能となった。これがこの度創設された「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託(新信託法91条)」と言われるものである。

ある受益者の死亡により、その受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む)のある信託のことである。

つまり、第一受益者をA、第二受益者をB、第三受益者をCとするように連続して信託契約を締結することができる信託である。ただし、こうした信託が

III 税制上の取り扱い

(1) 平成19年度税制改正の概要

相続税や贈与税の規定からして、受益者連続型信託の第一受益者に相続税や贈与税が課税されることには問題がないが、第二受益者以降については信託の性格上、委託者からの遺贈となり課税が困難になる。

すなわち、新信託法の下ではあくまでも委託者から新しい受益者への遺贈という法律構成になっているからである。

そこで、平成19年度税制

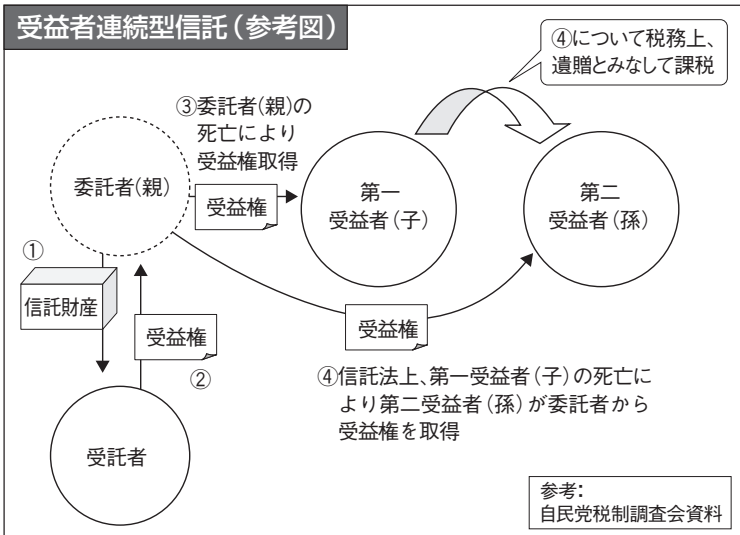
する特例を創設してその第9条の2の第2項に次のようにみなし規定を設けた。すなわち、「受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たにその信託の受益者等が存するに至った場合には、その受益者等が存するに至った時において、その信託の受益者等となる者は、その信託に関する権利をその信託の受益者等であった者から贈与(又は遺贈)により取得したものとみなす。」と規定した。

受益者連続型信託の課税の特例としては、受益者連続型信託に関する権利を、受益者が適正な対価を負担せずに取得した場合における取り扱いを定めている(相続税法第9条の3)。

これによると、受益者連続型信託に関する権利で、その利益を受ける期間の制限その他の権利に作用する要因としての制約が付けられている場合であっても、その制約は付されていないものとみなして取り扱うことになっている。

すなわち、第一受益者が死亡した場合、第二受益者は信託契約上死亡等の制約はないものとみなして、第一受益者から第二受益者に対して遺贈されたものとみなして課税するというものである。

こうした規定を設けた理由の創設



IV 事業承継への活用の期待と問題点

わが国の人口減少、超高齢化社会を迎えて、後継者難や事業承継問題が益々深刻化し、経営者の世代交代をいかに円滑に行えるかは経営上重大で急務となっている。この度の新信託法の施行によって後継ぎ遺贈信託が可能となって法制度上事業承継への活用の期待が高まったと思われる。

すなわち、既述のケースとして取り上げたように、株式会社を経営する父親が、長男に事業を承継させた後、長男が死亡し、経営手腕から判断して、長男の子(孫)よりもむしろ次男に事業を承継させたいと願った場合、その会社の過半数の株式を長男から次男へと承継させたいというケースに充分対応することができ、など事業承継者の選択が大幅に拡大することができた。

しかしながらこの上には、次男の承継が実現するに当たっての二大問題の解決が必要となる。

(1) 税金の問題

既述のように新信託法に伴って新税制が決められたが、いずれも課税漏れを防止する規定に終始して直面的な事業承継問題の解決の付いた遺贈は連続遺贈課税ができず委託者からの遺贈として一回限りの課税となる弊害をなくすために設けられた規定である。

由は、後継ぎ遺贈の法律構成が「附款付遺贈」によるところにある。この「附款」とは条件や期限や負担などの制約をいい、これら

全く配慮がなされていない。政府与党は先ごろ事業承継税制について前向きに検討しているとの報道もあるが、財務省は消極的なようである。税制面からの中小企業における事業承継の円滑化のための環境整備を図ることとは喫緊の課題であり、新信託法が生かせるような税制改正が必須である。

(2) 遺留分の問題

「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」については、遺留分の計算について具体的取り扱いが確立されていない。遺留分減殺請求は、いつ、誰にすればいいのか。また、受益者が取得した権利の価格がどのように計算するのか等、未解決の問題である。更にこうした制度上の問題に留まらず、事業承継者への遺贈が遺留分に抵触することへの事業承継の障害点もある。これは実務上の問題である。

以上これらの問題が解決されない限り、新信託法が事業承継に生かされることは到底望めるものではない。中小企業の事業承継を円滑にするため、緊急にこれらの環境整備を強く望むものである。